

被災住宅修繕緊急支援事業補助金などについてのお知らせ

令和元年台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨により被害を受けた住宅に対する支援制度について、現在、相談窓口を開設しており、書類が整っていれば申請も同時に受付しています。

被害の状況及び工事の内容、実施状況により対象となる支援の内容が異なりますので、まずは相談に必要な書類をご持参のうえ、窓口にお越しくください。

【時間】 午前 9 時から午後 4 時まで(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

【場所】 市役所分庁舎 1 階都市計画課窓口

【支援制度の種類】

- ・災害救助法による応急修理（一部損壊）
- ・防災・安全交付金
- ・富里市被災住宅修繕緊急支援事業補助金

【対象】

現に被災した住宅に居住している方のうち、資力がない方が行う、屋根、外壁、床、建物と一体の設備など、日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理で、対象工事部分の撤去・処分費を含みます。

※税込 10 万円以上の工事が対象。（ただし応急修理の対象の場合は下限なし）

※家電、家具、フェンス、カーポート、外構等の修理費や処分費等は対象外です。

※工事費用の全額が保険で適用できた場合は対象外です。

【必要書類】

相談時には下記の書類が必要です

- ・罹災証明書の写し（取得していない方は課税課で手続きが必要になります）

- ・被害のわかる写真

修繕工事の予定箇所のカラー写真

（屋根・外壁、雨水侵入箇所、浸水部屋など）

屋根、建物の全景・部分、部屋全景・部分 各 1 枚以上

- ・見積書の写し

（申請受付時には必ず必要です。相談時にはなくても大丈夫です）

- ・印鑑（申請受付時には必ず必要です。相談時にはなくても大丈夫です）

申請時には上記のほか申請書一式（窓口にて記入可）とご本人でない場合には委任状が必要です。

ご不明な点は下記までご連絡ください。

担当 都市計画課宅地建築班

電話 93-5148